

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	西尾市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.nishio.aichi.jp/index.cfm/6.36799.63.670.html

執行機関名 西尾市長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	西尾市遺児手当支給条例(昭和49年西尾市条例第5号)による遺児手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		西尾市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第4の項 西尾市遺児手当支給条例(昭和49年西尾市条例第5号)による遺児手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第1条及び第2条	西尾市遺児手当支給条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	(この法律の目的) 第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 (児童扶養手当の趣旨) 第二条 児童扶養手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならない。 2 児童扶養手当の支給を受けた父又は母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければならない。 3 児童扶養手当の支給は、婚姻を解消した父母等が児童に対して履行すべき扶養義務の程度又は内容を変更するものではない。	(目的) 第1条 この条例は、遺児手当(以下「手当」という。)を支給することにより遺児の健全な育成を助長し、遺児の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		西尾市遺児手当支給条例(昭和49年西尾市条例第5条) 西尾市遺児手当支給条例施行規則(昭和49年西尾市規則第8条)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	西尾市遺児手当支給条例第4条
②事務の内容	児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	西尾市遺児手当支給条例第4条の西尾市遺児手当の受給資格の認定に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ニ	西尾市遺児手当支給条例第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。)に係る道府県民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。)に係る道府県民税に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号	西尾市遺児手当支給条例第8条、西尾市遺児手当支給条例施行規則第10条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第4条の現況の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	西尾市遺児手当支給条例施行規則第10条に基づき提出された所得状況届の審査に伴う西尾市遺児手当支給条例第8条の西尾市遺児手当の支給の制限に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号ニ	西尾市遺児手当支給条例第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

備考	
----	--